

令和7年度第1回過疎問題懇談会 議事概要

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年4月23日（水）15：30～17：30
2. 場 所：中央合同庁舎2号館地下2階第1・2会議室、オンライン
3. 出席者
 - ・座長：小田切徳美 明治大学農学部教授
 - ・委員：石山 志保 福井県大野市長
 - 井上あい子 a i 株式会社代表取締役
 - 上田 泰弘 熊本県美里町長
 - 作野 広和 島根大学教育学部教授
 - 高橋 由和 NPO法人きらりよしじまネットワーク理事
 - 筒井 一伸 鳥取大学地域学部地域創造コース教授
 - 沼尾 波子 東洋大学国際学部国際地域学科教授
 - 人羅 格 毎日新聞論説委員
 - 広井 良典 京都大学名誉教授
 - 山内 昌和 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) ヒアリング
(大分県おおいた創生推進課、NPO 法人都岐沙羅パートナーズセンター)
 - (2) 集落支援員の課題・論点について
- 3 閉会

(資 料)

- 資料1：大分県おおいた創生推進課作成資料
- 資料2：NPO 法人都岐沙羅パートナーズセンター作成資料
- 資料3：集落支援員に関する課題・論点について

(議事概要)

【議事(1)】

(大分県)

- ・市町村合併で広域化したことにより、旧町村単位の細やかな対応が困難となるため、平成19年度に高齢化集落の実態調査と自治体の状況調査を実施。調査結果から、平成20年度に、高齢化集落対策元年として、補助金の創設等の対策を開始。
- ・平成26年度、団塊の世代の高齢化により、生活機能や集落機能の確保が困難となる集落の増加が見込まれることから、ネットワーク・コミュニティの構築を開始。
- ・ネットワーク・コミュニティとは、単独集落のみでは困難な共同作業等の機能を、集落

ネットワークでつなぎ、機能を補いながら地域の機能を維持していく仕組みであり、地域運営組織とほぼ同義である。

- ・組織設立の進め方や、効果的な組織運営等のノウハウを組織が有していないという課題に対し、県は、地域活動を支援する専門知識を有した団体（一般社団法人コミュニティサポートおおいた）に業務委託を行い、市町村や集落に支援を行っている。
- ・コミュニティサポートおおいただけでは、県全体をカバーできないため、2団体に再委託し、コミュニティサポートおおいたから伴走支援を行っている。また、県からも過疎地域等政策支援員を委嘱し、令和6年度は3団体に合計5名を90回派遣するように業務委託契約を結んでいる。
- ・組織設立後、県は各運営組織に、地域課題把握のためのアンケートや、課題解決に向けた取組の試行について業務委託するという形で支援。また、拠点の改修や設備導入は、高齢化集落等支援事業費補助金で支援。
- ・高齢化集落支援補助金の実施主体はネットワーク・コミュニティを構成する協議会であり、県が75%、市が20%負担している。
- ・過疎地域等政策支援員を活用し始めた令和4年度より前から派遣事業を行っており、高齢化集落応援隊という、企業による応援隊登録制度であった。県単費で専門家を派遣していたときは、支援回数が40回であったが、特別交付税措置のおかげで90回まで増やすことができた。
- ・ネットワーク・コミュニティ推進員は、各支援団体が推薦し、県が委嘱している。地域の活動に知見や経験があることを条件としている。
- ・集落支援員と市町村の担当と地域おこし協力隊と一緒に活動をしているような地域もあれば、集落支援員がいない地域もあり、それぞれの連携の仕方は地域によって異なる。
- ・ネットワーク・コミュニティの規模も地域によって差があり、人口が多いところでは小学校区単位、合併した市においては旧町村・中学校区単位となっている。
- ・ネットワーク・コミュニティにおける支援策も地域によって差があるが、効果的だと感じたのは防災訓練。集落単位より効率的に避難、避難後の点呼ができると感じた。

（都岐沙羅パートナーズセンター）

- ・課題解決の当事者は住民であり、集落支援員は課題解決の補助を行う立場である。
- ・住民による課題解決を促すためには、考える材料と場の提供が必要であり、考える材料として集落点検の結果が必要であり、集落点検と話合いの場の提供が集落支援員の役割である。
- ・平成28年当初、集落支援員の悩みとして、集落点検のやり方、何を点検するのか、点検の目的が分からないといったことが挙がり、研修では、地域の現状の可視化、集落への入り方、話し合いの進め方などを伝えている。
- ・問題の解像度を高めることが大事で、話し合いの中で解像度を高めていくのが集落支援員の役割だが、全て集落支援員で解決すべきというわけではなく、地域内外に頼れる先を作ることが大切。また、外部専門家が集落に入る際につなぎ役となる集落支援員は、地域の実情に精通していることが大事。
- ・集落支援員は柔軟に運用できることから、当初想定されていなかったような活用がされているが、制度趣旨に則っているか確認する必要があるとあり、制度を活用する市町村担当課

のマネジメント力が求められている。

- ・ 集落支援員は地域に出向くことが大事であり、出向かないほど、地域での話し合いの際に参加者が集まらないなどの悩みを抱える傾向がある。
- ・ 地域内外にネットワークを持たせ、他地域の取組を学んだり、外部の専門家とつながりを持ったりすることも大事である。
- ・ 集落支援員は1人1地域というところが多いが、地域と板挟みになり孤立してしまうこともあるため、チーム制にすることで、配置転換して孤立を回避するなどの工夫も大切。
- ・ 集落支援員は会計年度任用職員での委嘱が大半であるが、労務管理の観点から、時間外労働や外勤がしづらく、柔軟な活動に支障をきたしているという側面もあるため、外部組織への委託など、委嘱方法や雇用形態の見直しも必要。
- ・ 集落支援員の配置ビジョンが明確でないことから、集落支援員の業務の幅が広がりすぎてしまうため、計画に配置のビジョンを記載するなど、明確化する必要がある。
- ・ 集落点検の結果の共有が不十分であるところが散見されるが、地域住民の課題解決の材料となるため、共有に力を入れるべきである。
- ・ 地域おこし協力隊と集落支援員は、似ているように見えるが、現実には直面する地域課題への対応策は、集落支援員同士でしか経験を共有できないため、研修は分けるべき。
- ・ 経験やスキルが向上しても、給料が頭打ちであるというイメージがあり、集落支援員となるうえでの制約となっていることがあるため、待遇面の環境整備が必要。

【議事（2）】

～事務局から説明後、以下構成員よりコメント～

（論点1）

- ・ 非常にレベルが高い人材が必要となる。集落支援員のプロ集団のような組織体があれば派遣等できるかもしれないが、小さな自治体での人材発掘、育成は難しいのではないかな。
- ・ P20の集落支援員の役割は、明文化はされていなかったものの、当初から念頭にあったものだとは認識しているが、いかに適合できるかは、集落支援員自身のほか、市町村の役割、県の采配も重要となる。地域や集落支援員の柔軟な最適化が重要。
- ・ 集落支援員という文言から、地域住民や市町村からマネージャーというよりプレーヤーとして捉えられ、誤解を誘発しているように感じる。自治体によっては、より主体的、能動的な役割を担えるような愛称をつけているところもあり、そのようなノウハウが重要になると感じた。
- ・ 集落支援員の活動には、地域おこし協力隊の活動に近い、活性化機能・攻めの部分と、防災や福祉的機能・守りの部分があり、高齢化が進むにつれ、守りの比重が相対的に大きくなる。攻めの方では地域おこし協力隊との連携、守りの方では社会福祉協議会やソーシャルワーカーなどとの連携が課題となる。集落支援員は攻めと守りの全体をカバーできる役割を担っている。
- ・ 集落点検と話し合いの促進が必須であるというのは大前提であるが、平成20年以降、過疎法自体が変わり、第4条の目的も変わっている。集落支援員の位置づけも見直す必要があるのではないかな。P7の図では、必須業務からサポートへの矢印しかないが、集落支援員の活動の実態として、集落のサポートをしている人が、後追いで必須業務を身に付けていくという方法もあり、逆向きの矢印があるべきではないかな。

- ・ 集落のサポートをしている方に、必須業務である集落点検や話合いの促進などを付加する研修の仕組みがあってもいいのではないか。
- ・ P20 の「継続的な集落点検（目配り）と話し合いを促進し…」という文言について、継続的な集落点検や話合いは結果的にできていればよく、「…プロセスを支援しつつ、結果として、集落点検、話し合いの促進が進んでいく」というように、文章の最後にもってきてもいいのではないか。
- ・ 地域おこし協力隊と集落支援員が区別すべきものであるということはイメージできた。
- ・ 人材への要求が高く、専業でないと機能するのが難しくなるのではないか。
- ・ 人材の供給元について、地元精通することが求められる中で、外部から入ってくるものは駄目なのか、ある程度若くて関心のある人も入れるような立てつけの中で、どのような人材を中核として考えていくかを考えなければならない。
- ・ P20 の文言について、できる人になるというより、なった後にできるようになっていくというプロセスがニュアンスとして含まれるような表現の方がふさわしいのではないか。こういうことができる人というより、このようなことができるようになっていく人というイメージが前面にあってもいいのではないか。
- ・ 集落支援員の報酬について、地理的条件を考慮すべきではないか。
- ・ 地域の個性を尊重し、デジタル技術やAIの活用も検討する必要があるのではないか。
- ・ P20 に「集落の多様な課題を市町村と共有し」とあるが、市町村の課題解決のビジョンが共有されないと、集落支援員の役割が曖昧になってしまう。市町村が掲げるまちづくりのビジョンを共有し、課題を相互に共有、解決に向けて伴走していくというのが集落支援員の役割だと考える。
- ・ 専任と兼任の活動の範囲について、市町村が明確化すべきで、集落支援員をどう機能させていくかは行政の力量に大きく左右されるものだと感じている。

（論点 2 ～ 4）

- ・ P31 の「各郵便局長は、地域の実情をよく知っており」について、かつては特定局と言われ、局長が世襲制であったりしたが、現在は日本郵便の社員が派遣されてくるので、この前提が崩れる可能性がある。
- ・ 集落支援員は外部や福祉、その他専門職とのつなぎの役割を担う側面がある一方、集落支援員自身がヘルパーの資格を有し、当事者として関わっていることもあり、地域によって運用が異なるため、整理する必要がある。
- ・ 自治体がミッションや戦略を立てるということも大事だが、現場から上がってきた課題から、課題解決につながる仕組みを市町村が組織横断的に検討できるのかについて、集落点検の受け止め方と併せて考えていかなければならない。